NCRC Network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No. 76
2004年10月20日
発行：
子どもの権利条約ネットワーク

子ども関連TOPICS ①

——公設民営による子どもの権利擁護の取り組み（富山県小杉町）

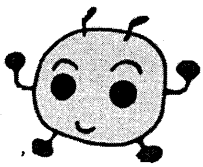

小杉町子どもの権利支援センター

ほっとスマイル

明橋大二（真生会富山病院心療内科医）

1．不登校の子どもたちの心の居場所づくり

人間には、二つの居場所が必要です。一つは、家。そのために必要なのは、家族とのコミュニケーションです。

しかし、人が生きていくためには、それだけでは不十分です。家以外の場所で、自分の存在を認められ、必要とされる場が必要です。それは、大人にとっては、仕事であったり、職場であったり、地域であったり、友人であったりすると思います。子どもにとっては、それは、何と言っても、友達、仲間です。

特に、友人関係で傷ついて、不登校になった子どもには、安心して仲間と出会え、存在を肯定される居場所が必要です。

私は、当初、医療機関で不登校と関わりだしたころ、この居場所の必要性を感じ、初めは、病院に思春期対象のデイケアを作りました。しかし、結果は、思ったほど子どもたちは来ませんでした。それは、あくまで、ここは病院であり、不登校の子どもたちの多くは、自分は病気ではない、だから病院に行く必要はない、と考えていたからです。そしてそれは、もっともなことでした。

2.「ほっとスマイル」を開く

～地域における子どもの居場所づくり～

そこで、私は、やはり地域の中で、子どもの居場所を作る必要があると考えました。幸いなことに、当時、同じように、不登校の居場所作りが必要と感じていた仲間があり、そういう人たちが集まって、NPOを作り、行政との協働で立ち上げたのが、「小杉町子どもの権利支援センターほっとスマイル」（http://www.toyamav.net/~smile/）です。（写真①）

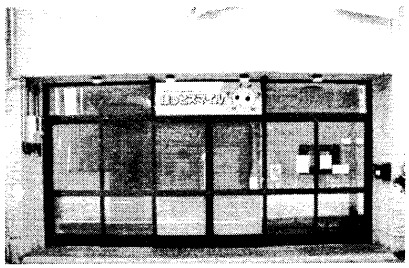

①ほっとスマイル正面

（1）「ほっとスマイル」オープンまでの流れ

ほっとスマイルが立ち上がるまでには、二つの大きな流れがありました。一つは、この地域に、不登校の子どもの居場所が必要と考えている人たちがいたことです。その人たちが集まって、H14年7月、設立準備委員会が立ち上げられました。そこには、大学教員、精神科医、不登校当事者団体主宰者、フリースクール講師、病院のソーシャルワーク、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）メンバー、不登校の親、臨床心理士、弁護士などさまざまな職種の人が参加しており、これはその後、NPO法人として組織化されました。

もう一つの流れは、小杉町で、子どもの権利条例制定の動きがあったことです。これは、小杉町長の公約であり、すでに町民ぐるみでの策定作業が進んでいました。

前記の居場所設立準備委員会のメンバーの一人が、条例策定

NEWSLETTER No.76 CONTENTS

子ども関連TOPICS
① 公設民営による子どもの権利擁護の取組み—富山県小杉町 ／1
② 「カリヨン子どもの家」（子どもシェルター）でのこれまでの暮らし ／3
③ 少年事件と子どもの権利—大人の想像力と寛容さが問われている ／3
④ 札幌市「子どもの権利条例（仮）」制定に向けた取組み ／5
⑤ “子育ち”を支える子どもの権利条例づくりの現状と意義 ／5
子どもの権利条約A to Z
・第11条 第12条 ／6
フォーラムだより
・フォーラム直前だより ／7
お知らせ
・子どもの権利条約入門セミナー2004 ／8

委員会のメンバーでもあったことから、子どもの権利を保障する具体的な実行機関として、子どもの権利支援センターを立ち上げ、そこを同時に、不登校に限らず、何らかの権利侵害を受けた子どもたちが、安心して仲間と出会える居場所にしようという提案がなされたのです。

幸い、町長、教育長はじめ、町民や議会の理解も得られ、H15年8月、小杉駅前に、小杉町子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」がオープンしました。小杉町からの補助を受け、NPO法人が運営する、公設民営であり、子どもの権利条例に基づくものとしては、川崎市に続いて、全国で二番目でありました。

（2）「ほっとスマイル」の機能

さて、ほっとスマイルの機能としては、四つあります。

①居場所機能

子どもたちが、安心して、存在を肯定される場所。そして、仲間と出会える場所。

月から土まで（火曜日は定休日）毎日、朝9時から夕方5時までオープンしていて、平日は主に、不登校の子どもたちの居場所として利用されています。学校に行っている人たちも利用できるように、土曜日もオープンしています。（写真②）

②ほっとスマイル全景

職員は2名が常勤で、その他、ボランティアの人たちがいろいろと助けてくれています。活動としては、特に決めたプログラムはなく、みな、漫画を読んだり、ゲームをしたり、談笑したり、絵を描いたりと思い思いに過ごしています。（写真③）台所があるので、昼は、スタッフと、子どもたちが協力して昼ご飯を作ります。（写真④）週に一日、町民体育館でスポーツをしたり、その他、乗馬、映画鑑賞、野球観戦、他施設との交流、農業体験、誕生会などが行われることもあります。希望者には、教員免許を持ったスタッフが、勉強を教えることもあります。現在、希望者には、ほっとスマイルの利用が在籍校での出席扱いとして認められるよう、教育委員会、校長会とともにガイドラインを策定中です。

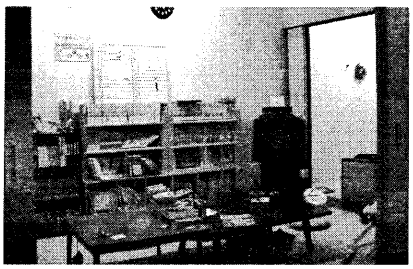

③フリースペース

④料理コーナー

②相談機能

子どもたちの悩みに対して、スタッフが相談に応じます。特に、センター長自ら不登校経験者で、不登校当事者団体を主宰してきた経緯から、不登校の相談について豊富な経験を有しています。そのほか、週二日（月、水の午後）臨床心理士による相談日を設けており、子どもだけでなく、親や、子どもを取り巻く様々な人の相談に無料で応じています。（写真⑤）（この経費についても、小杉町家庭教育アドバイザー事業として、公的補助を受けています。）

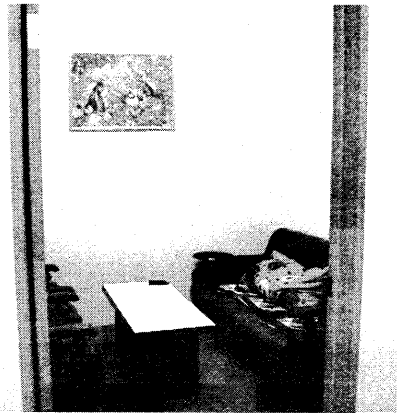

⑤相談コーナー

また、ほっとスマイルの関連事業として、理事の一人は、町内各小学校を巡回し、学校において、子ども、親、教員の相談に応じており、教員の生徒指導上の研修会にアドバイザーとして出席することもあります。

③電子上の居場所

不登校やいじめ、虐待で悩む子どもの中には、直接来所できない子どもも多くあります。そういう子どもたちの悩みに応じ、また子ども同士の交流を図る目的で、ほっとスマイルのホームページ上に、相談掲示板を開設しています。

子ども同士が、つらい体験を述べ合い、共感し、認め合い、また助言しあう、いわゆるピアカウンセリングの手法が、ここに生かされています。それによって、自分だけじゃないと知って安心した、元気になれた、という子どもが多くあります。

また、中傷や荒らしなど、電子上の居場所の安全を強く損なうような書き込みに対しては、管理者が、そのつど慎重に対処しています。

センター長が運営している「麦の根」のホームページ（http://www.muginone.com/）も含めると、アクセス数は、月間約8,000件、書き込みは、月間約100件であり、世界中の子どもたちの電子上の居場所として機能しています。

④広報宣伝機能

子どもの権利条例を制定したと言っても、まだまだその精神は、住民一人一人に浸透しているとは言えません。ほっとスマイルとしては、子どもの権利条例の基本理念、すなわち、子どもも大人も、互いに人格を尊重しあうことを、さらに地域の人々に、啓発してゆく必要があると思っています。

そのために、ケーブルテレビを使った広報や、心と体の健康講座を実施している他、町内各小中学校を巡回してのCAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）の実施、いじめ対応ガイドラインの策定、体罰についての問題提起などを計画しています。

富山県小杉町子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」は、2003年4月から施行されている「小杉町子どもの権利に関する条例」を地域の中で具体化していく試みの１つでもあります。

子どもの権利条例の精神を、地域の人たちが真に理解し、互いに遵守するようになった時、不登校やいじめ、非行などのさまざまな課題が改善に向かい、ひいては、大人も子どもも住みよい社会になると考えています。

子ども関連TOPICS ②

子どもの家でのこれまでの暮らし

～「カリヨン子どもの家」(子どものためのシェルター<一時避難場所>)～

前田信一 (カリヨン子どもセンター理事・子どもの家担当)

2004年6月1日より、子どもの家はオープンしました。

子どもの家へは、弁護士会の子どもの人権救済窓口経由での子どもからの緊急の相談、あるいは児童相談所経由で相談が入ります。カリヨン担当弁護士が面接し、子どもの意思を確認できれば、危険から逃れ、弁護士・スタッフに相談でき、衣食住が確保され、そこでゆっくりこれからのことを考えられるのです。子どもが逃げ込むことができ、子どもにとって安全な居場所となるシェルターです。司法、福祉、地域などの様々な分野で子どもの人権問題に関わってきた人たちのネットワークを有効に利用して、子どものたちの居場所を探し、ゆっくりと子ども自身の意思を確認しながら、子どもの自立を支援していきます。

これまで、5名の子どもたちが家で暮らしていきました。

19歳の少女は、幼いときから施設の中で暮らさざるを得ませんでした。様々な傷を抱えていて、同棲している男性の暴力から逃げ出しました。「今まで辛かった生活や自分には支えてもらう人が少なかった。しんどくなったらこの家に必ず連絡する」と彼女は彼のもとに帰って行きました。わずか1日の暮らしの中で、自分の気持を素直に出せ、振り返りができ、今後の精神的な支えもできたのです。

17歳の少年は、両親との折り合いが悪く、家で暮らすことができなくなり、子どもの家にやってきました。代理人となった弁護士らの仲介で、親にアパート資金を出してもらい、引っ越していくことができました。家を出て行く前日に手紙をくれました。「ジイジイへ。ここ入ってすごい人を信じる気持ができたよ。こんなバカな自分のためにうごいてくれる人がいるって初めて感じた。すごくうれしかったけど、すなおにありがとうって言いたいけどいえなくてごめんね。たしかにジイは変なやつだけど、すごい頼れたよ。(中略)あの女の子のことよろしくね。今、一番不安定だから、ちゃんと見てあげててね。(中略)色々ありがとう。またよろしく?」わずか2週間、一緒に暮らしただけの15歳の女の子に対して、私達スタッフにしっかり見ててねと願いを残していってくれました。

母親との折り合いが悪く、自宅へ帰ることができなかったこの少女も、少しずつスタッフに心を開くようになり、児童相談所と弁護士の支援のもと、自立援助ホームへ移っていきました。13歳の父親からの虐待を受けた少年は、児童相談所の一時保護所へ。また19歳の乳児を抱えた少女は、母子自立支援施設へ、それぞれ行く先を見つけました。

子ども達一人一人が自分の人生を一歩一歩着実に歩きはじめました。子どもの家が、子どもたちのためにこれからもお役に立てればと思っています。

カリヨン子どもセンター　ホームページより
(http://www.h7.dion.ne.jp/~carillon/index.htm)

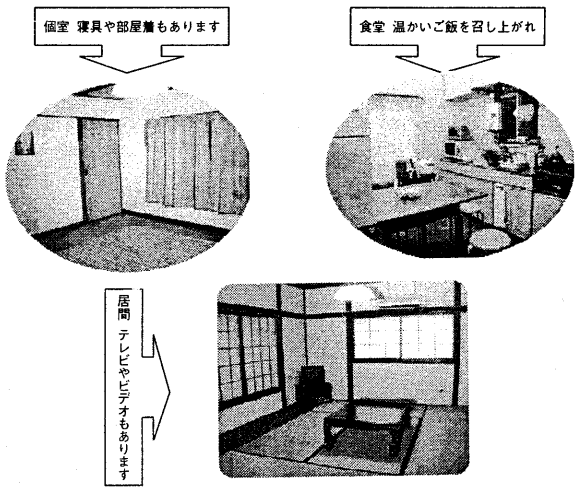

子ども関連TOPICS ③

■少年事件と子どもの権利

大人の想像力と寛容さが問われている

寺尾絢彦 (Meeting Space てらお 主宰・元家裁調査官)

「今までこんなに話を聞いてもらったことは無かった」「始めて大人と一生懸命話せた」…家裁や鑑別所の面接室で非行をした多くの子どもたちからよくこんな言葉を聞きました。

誰からも相手にされず、しばしば色々な意味で被害者でもあった多くの子どもたちを前に、私はいつも「おとなはだれ

も、はじめは子どもだった。しかし、そのことを忘れずにいるおとなはいくらもいない」というサン・テクジュペリのあの有名な言葉を繰り返し思い出していました。

私たちは折に触れて「私が子どもだった頃は」と言います。しかしそれはごく表面的な思い出や自慢話で終わってしまい勝ちです。

少年たちと話をしていた時、自分の子ども時代を語る彼らの話に、私はよく大人の物差しでは思いもよらない新しい見方や考え方を教えられてびっくりしたものです。

「青少年健全育成大綱」が定められ、警察庁から「少年非行防止法制の在り方について」の中間報告が出され（04年8月）、更に法務省は「少年法改正」を諮問（04年9）しました。「厳しく」という声に（厳しさの何たるかを吟味することも無く）悪いことをした子どもはいち早く隔離してしまえという動きが強くなっています。

大人が子どものことを考え、論じる時、私は常にいくつかのことを基本に考えておかなければならないと思っています。

まず第一に必要なことは、常に子どもの姿を生き生きと頭に描き出すことです。それが無いまま、規則や法律や制度をどんなにいじっても、それは大人の都合や勝手が優先し、子どもの幸せには繋がらないものになってしまいます。

少年事件に枕詞のように使われる「凶悪化」という言葉や、「反省が無い」「社会的責任」という一般的な言葉が多用された時、一人一人の子どもの姿は見えてきません。

第二に、今子どもをめぐる現場では何がどのように行われているか、そこにはどんな不具合があるのか、それはどこから来ているのかといったことをしっかり見つめることが必要です。それには現場の人々の声をしっかり聞く必要があります。

第三に、本当にあるべき姿を目指して行くためには何が必要であり、何をすべきなのかという本質的な議論と、現状ではこうするしか仕方がないという現実論をしっかり分けて考えなければならないということです。「児童相談所は手が回らないから、触法少年は家裁でやってくれ」「児童自立支援施設の現状を考えると少年院の方がまだましだ」という、とりあえずの現場の声にだけ合わせるような改正は本来あってはならないことです。

第四に新しい制度や法律が出来た時、子どもたちは実際どんなふうに扱われていくのかをイメージとして描いていくことです。例えば、先の少年法改正で16歳未満の少年にも刑事裁判手続きをすることが可能になりましたが、未決勾留中の少年の生活や法廷での少年の姿、少年刑務所での生活など、どれだけの人がはっきりと知っていたでしょうか。

第五として、制度や法律をいかに整えても、それを動かすのは人間です。子どものことを本当によく知り、子どもとの信頼関係を作ることの出来る専門家をいかにして育てていくかということが常に考えられなければならないと思うのです。子どもが育つためには時間も手間もお金もかかります。それは大人が覚悟しなければならないことです。

今回法務省が諮問した少年法改正案は以上のような視点から余りにも安易で危険な感じがしてなりません。

私の経験でも、触法少年の面接は最初のうちはほとんど面接にならず、事件について聞こうとしても、全く違う言葉しか返ってこないことがほとんどでした。警察に触法少年の調査権をという時、それが大人に対するのと同じように簡単に出来ると考えているのでしょうか。強い口調で「こうだろう」といえば、子どもはすぐに「うん」と言ってしまいます。子どもとの接し方や面接について豊富な経験や知識を持っている児童相談所に比べ、そのような専門家を持たない警察がそれをすることの危険を感じないわけにはいきません。

また、14歳未満の少年も少年院に送ることが出来るようにするという点も、児童自立支援施設と少年院の基本的な違いを無視した議論です。日に日に変化成長し個人差も大きい年少少年に福祉的観点から関わってきた長い歴史を持つ児童自立支援施設と、一定のカリキュラムに則った教育をしようという少年院の違いは大きいのです。

更に、保護観察の遵守事項を守らない少年を少年院に送ることが出来るようにするという点も「守らなかったら少年院だぞ」という脅しに使われるであろうことは容易に想像できます。信頼関係が基本であるべき保護観察ですが、使い方によっては致命的なことになりかねません。問題はまったく余裕のない保護観察の実情からきていることをこそ問題にすべきなのです。

管理や規則、強制や脅し、罰だけでは子どもは成長出来ません。小さい時から認めてもらえず、排除され自信を無くしている多くの子どもたちが、やがて自分は「法律によって守られている」と実感出来るようになるか、「法律によって更に縛られ自由を奪われ排除される」とのみ考えるようになるかは、法律をつくる大人が子どもに対しどれだけ豊かな想像力や寛容さを持っているかにかかっています。

大人たちが「子どもは怖い」とか「分らない」と言って何もしようとせず、同時に子どもに関わる機関が忙しさを理由にもうこれ以上出来ないと投げ出した時、そこに乗り出して来るのは警察です。「健全育成」「補導」という名の下に学校や地域、やがては家庭にまで警察の力が入り込もうとしています。どんなに健全育成と言っても、権力を持ち、基本的に犯人を捕まえるのが仕事である警察に多くを任せようとする社会は健全とは思えません。今こそ大人一人一人が小さくても自分に出来ることをし、警察の力を借りなくてもいい社会を目指さなければならないと思うのです。

大人は子どもに教えられ、癒され、元気を貰っています。子どもが生き生きと生きられない社会は、大人も生き生きと生きられません。子どもは何年か後には成人して大人の一員になります。どんな大人が増えていくか、子どもの権利を守ることはとりもなおさず大人の権利を守ることでもあると私は思っています。

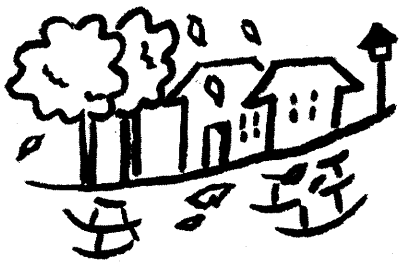

札幌市「子どもの権利条例（仮）」制定に向けた取組み

藤 原 浩 子（札幌市子ども未来局子どもの権利推進課）

1.「札幌市子ども未来局」新設の背景

2004年4月1日、「札幌市子ども未来局」が新設されました。それまで、札幌市における子ども関連部課は、保健福祉・教育・建設など、それぞれが個別に事業を行い、横のつながりが見えにくいものでした。
「子ども未来局」は、その前身である児童家庭部が行っていた、児童福祉に関する施策の枠を広げ、「子どもに関する施策を一体的に行えるように」と考えられて設置されました。

2.「子ども未来局」の取組み

「少子化対策の推進」「子育て支援体制の整備」「児童虐待への対処強化」など、子どもに関する施策全般を推進していく中で、2004年度からは、子どもの権利を擁護する体制を定める「（仮称）子どもの権利条例」の制定に向けて、広く市民論議を深めながら取り組む予定です（制定は2006年度予定）。

3. 子どもの権利条例の制定に向けて

2003年度の市政世論調査では、約85%強の市民の方が、子どもの権利について「内容はよくわからない・知らない」と回答していました。そこで、現在札幌市では、市民一人一人が子どもの権利を身近に意識できる生活をめざして、市民や子ども関係団体等を対象とした研修の実施、各区でのイベントにあわせたパンフレットの配布、パネル展などの広報・啓発活動をすすめているほか、子どもが１日のうちで多くの時間を過ごす学校などへ子どもの権利に向けての取組みの働きかけをしているところです。こうした活動の数々が、条例づくりの土台になっていくのではないでしょうか。

今後は、具体的に条例案をつくるにあたり、これまでの普及活動を通じて得たさまざまな意見を踏まえて、どのように議論を進めていくか、とりわけ子どもたちが意見を述べる場をどう作っていくかが課題となってくると思います。

「子どもの権利条例東京市民フォーラム4周年記念集会」報告

"子育ち"を支える子どもの権利条例づくりの現状と意義

2004年10月2日（土）（13：00～16：30）
於：千駄ヶ谷区民会館

堀 之 内 敏 恵（早稲田大学学生）

【豊島区】

2003年2月に「豊島区子どもの権利条例（仮称）」検討委員会が設立され、2005年3月の素案提出を目標に討議が進められている。策定過程において市民が積極的に主導権を持って参画していくことを重視し、公募委員主体で基礎委員会を作り、学識経験者が情報提供、考え方の整備をするかたちで起草を行っている。市民主体で草案を練ることで、意見を言います的発想から脱却し、当事者能力を養っていくことを意図した市民参加型の手法の例として報告された。

【目黒区】

2003年11月に「目黒子ども条例（仮称）」の策定に向け

て子どもの条例を考える区民会議が設置された。予算の関係で6回（のちに補正予算で9回）と少ない区民会議を補うためにワーキンググループ（原案プロジェクト）を立ち上げ、また子ども世代の意見やニーズを区民会議に反映させるために11歳～18歳までの20名程度で構成される目黒子ども委員会も発足させた。加えて公式な場では意見を出しにくい行政の事務局担当者と委員とのオフレコ幹事会を開くなど、幅広い層からの意見を集め、区民と行政が協働して条例づくりを行う工夫が報告された。

【小金井市】

2001年3月「のびゆくこどもプラン小金井」（小金井版エンゼルプラン）の基本理念が「子どもの権利条約」に基づいてまとめられ、「子どもの権利条例」の制定が計画される。2003年9月「（仮称）小金井市子どもの権利条例」策定委員会が発足し、条例づくりに向けて委員会が重ねられている。委員会の構成メンバーの年齢が高く、教育関係者の比率が多い、権利よりも義務や責任を求める風潮があるなど策定に向けての課題が報告された。

【日野市】

2002年4月に「子どもの権利条例」プロジェクトの委員公募を開始。おとな会議による素案と行政側の素案が作られ、2005年3月議会への上程を目指して現在すり合わせ作業が行われている。子ども議会も設けられているが、参加メンバーも少なく、おとなの思いだけで作っているのではないか。また、条例策定に向けて中間発表もしていないので、広く市民に伝える必要があるのではないかという懸念も報告された。

【調布市】

2002年に子どもに関する総合政策「調布市行動計画」に「（仮称）調布市子ども条例」の制定が盛り込まれ、2004年7月に「調布市子ども条例」制定準備委員会が設置された。市内にある都立高3校で意見発表会を行うなど積極的な活動を行う一方、準備委員会という名前の通り実際に作るのは行政なので、どこまで意見が反映されるのか疑問。子育て支援条例の色が強いといった不安も報告された。

【立川市】

子どもに関する総合計画『夢育て・たちかわ　子ども21プラン』策定における子ども参加のしくみづくりの困難さや、行政との協働関係は構築されつつあるが、教育委員会との関係を今後どう構築していくかなど今後の課題について報告された。

【なぜ子どもの権利条例なのか】

子どもの権利条約に対して国や都の姿勢は積極的とは言えない。だからこそ生活に一番近いところで、自治の問題として議論をする必要がある。条例づくりはその地域で子どもをどう捉えるか、その存在を市民として認めるかという問題提起である。条例そのものではなくいかに作るかというプロセスに意味があることが指摘された。

また、縦割り行政を越えて子ども施策を総合的に行う為の法的根拠となりうる点で意味があることも確認された。市民参加型の施策の突破口となり、行政規則よりも公開性があることや、首長が変わっても継続性があること、また、安定的に施策を運営するには効果的であること、条例があると条例をたてに正当に予算要求が出来るようになり実効性が増すこと等、子どもの権利を保障していく上での、子どもの権利条例づくりの有効性が語られた。

参加者の間で各自治体における条例づくりの現状、条例づくりを進めることの意義が共有され、とても有意義な会であった。

連載

子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約 A to Z

子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？ このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第9回

安部芳絵（子どもの参加ファシリテーター）

【第11条】国外不法移送・不返還の防止

子どもの権利条約11条では、子どもが不法に国外に連れ出されてしまったり、他の国から返されなかったりする場合のことについて定めている。子どもが不法に外国に連れて行かれたり、外国から返れない状態にされないように、国は努力しなきゃいけない。もしもそういう状態になったら、国は、子どもにとって一番いい状態に戻すように工夫しなければならない。

じゃぁ、誰によって連れ出されたり返されなかったりするのか、っていうと、実は親や親戚なんだ。35条でも誘拐や子どもの人身売買について定めているんだけど、こちらは親以外の人が誘拐した子どもを売ったりすることを書いている。11条は主に親や親戚によるものなんだ。

親や親戚による誘拐ってどんなことかな。例えば、親が離婚してどちらかに子どもが引き取られた場合を考えてみよう。引き取ることができなかった親が、もう一人の親（親代わりの人）や子どもの承諾を得ずに、子どもを外国に連れ出したり、返さなかったりすることがある。それは子どもにとってあまりいいことではないんだ。急に環境が変わると、子どもの心がつらくなってしまう。それに、10条でも書いたように、子どもにとってはどちらの親も大切だから、できれば子どもが会いたいときに、両方の親に会えるようにするのがベストじゃないかな。

日本では、国際結婚や、外国から働きに来ている人も増えている。だから11条が必要な場面がみんなの近くでも増えるかもしれない。みんなもそしておとなもこのことを知っておいてほしいし、国も子どもたちがつらい思いをしないですむように、がんばってほしいね。

【第12条】意見表明権

「給食で残った牛乳の行方は？」埼玉県のあるまちで、おとなと小中学生が話し合いをしていたときのこと。「牛乳は好きな人もキライな人もいる。」「私は大好き！」「でも、アレルギーで飲めない人もいるよ」「ご飯のときに牛乳を飲むのはなんかいやじゃない？」そして子どもたちの疑問は、残った牛乳はどうなるのか？ということだった。実はこのまちでは残った牛乳ははるか海を越え、宮崎県まで運ばれて処理されるらしい。「そんなのお金がもったいない。でも牛乳を全部やめると飲みたい人がかわいそうだから、牛乳かお茶か選べるようにしてほしい。そうしたら、捨てるのも少なくていいと思う」というのが子どもたちの意見。これを聞いたおとなは「確かにそうだよね。」とうなずいて、このことを検討することにしたんだ。

子どもの権利条約12条では、子どもに関係するあらゆることについて、子どもが自由に意見を言えるってことが定められている。あらゆることっていうのは、給食の牛乳みたいに身近なことから、学校の授業内容や校則、親が離婚するときの裁判でその子がどうしたいかを聞かれたりとか、自分が病気のときにどういう治療を受けたいか、など本当にみんなが生きていく上で影響を受けるであろうすべてのことなんだ。けれど、意見を言うのって案外難しかったりする。自分の考えを相手に伝えようと思っても、うまい言葉が浮かばなかったり、恥ずかしくて言い出せなかったりすることもある。そんなとき、きちんと言わなきゃ聞いてくれないかというとそうではない。あなたなりの言葉や表現で伝えたいことを伝えていいんだよ。そしてそれを国やおとなは受けとめなきゃいけない。

それはどうしてかというと、子どもにとって一番いいことはやっぱり子どもに聞くのが一番だからなんだ。例えば高校生の年令の子の意見は尊重するけど、中学生世代はまだだめ、とか、健康な子どもはいいけど障がいのある子はだめだとかっていうのは、同じ「子ども」なのに変じゃない？だから、どんな子だってその子の意見は大切にされる権利がある。

ところで、子どもの意見を聞く、ということと、子どもの意見を全てかなえるということはちょっとちがう。おとなにだって、どうしても無理なことはあるから。でもそういうときはきちんと「こういう理由でそれはかなえられないんだ」ということをおとなは説明してほしい。そうするとみんなも納得できるし、一緒に話し合えばもっといいアイディアが生まれてくるかもしれないよね。

フォーラム実行委員会だより

子どもの権利条約フォーラム2004いばらき in 取手

2004年11月20日（土）＆21日（日）　　於：取手市立福祉会館

～フォーラム直前だより～

島森亜紗子（高校3年生）

1ヶ月に約1回。ゆったりとしたペースで子ども会議は行われてきた。そう、子ども会議はいつものんびりと行われている。そういえば、初めて会議に参加したときに感じた少し緊張した雰囲気はいつのまにか消えているし、フォーラムって何だ？何をどうしていけばいいの？といったところから始まったけれど、自分たちで1から考えていいことを伝えられてから物事が決まっていくのは早かった。そうだった、子ども会議では変なプレッシャーがなかった。それはきっと、わたしたちをサポートしてくれたおとなからの圧力が皆無だったこと、子ども会議メンバーたちがそれぞれのペースというものを大切にしていたからこそ感じ得たものだと思う。

子ども会議では、長い時間の話し合いだと疲れてしまってうまく進まなかったりするときがある。そんなときは、お菓子を食べてみたり遊んでみたりとそれぞれがいろんなことをしてのびのびしている。そういうときに、何だか「こんな場所がいつもあればいいのになぁ」とふと思ったりする。会議のはずなのに、わたしには日常からのシェルターのようなものに感じるときがある。「～しなきゃいけない」という雰囲気がほとんどなかった。だからだろうか、とても不思議な場所だった。

幾度かの会議を経て、フォーラム開催日が刻々と近づく今、わたしが感じていることはフォーラムに対する緊張でもなく、かといって気の抜けた脱力感でもない。ただ素直に、自分のままで取り組んでいきたい。それでいいんだということを、今回会議に参加して今まで以上に強く感じた。

この子ども会議の雰囲気は、わたしの力が足りないこともあって文章で表すのには難しい。

でも、感じてもらうことはできるのではないかと思う。それができるのは、フォーラム当日。たくさんの人に参加してもらえるといいなと思う。

◎◎◎◎◎◎ 子どもの権利条約批准10周年記念 ◎◎◎◎◎◎

子どもの権利条約入門セミナー2004

1994年に日本が子どもの権利条約を批准して10年が過ぎました。その間に子どもの権利条約は日本の社会に根付いたのでしょうか。批准時に比べ、忘れ去られているようにも思われます。

本年度、子どもの権利条約ネットワークは「条約を読む」をキーワードに条約の入門セミナーを企画しました。今回は、単に権利条約の現状を学ぶだけではなく、内容を深め、様々な場面で実践していくことができるようにするために、<現在子どもが直面している問題を、子どもの権利条約の視点から深める>ための講義・報告編と、<深めた情報、知識を使ってワークショップの手法を学ぶ>実践編を交互に開催します。ご自分の関心、目的意識にあわせて講義・報告編と実践編を自由に組み合わせてご参加ください。

《第3回》マイノリティーの子どもたち（実践編のみの参加も大歓迎です！）

講義編 11月 9日(火) 19:00～21:00(受付開始18:30)　小倉 敬子(LET'S 国際ボランティア交流会代表・(財)かわさき市民活動センター副理事長)

実践編 12月10日(金) 19:00～21:00(受付開始18:30)　各回とも、林 大介(CRCネット事務局次長)　内田 塔子(立正大学講師)

第4回 「少年事件と子どもたち」

≪講義編≫2005年1月21日（金）19：00～21：00

寺尾絢彦（Meeting Space てらお主宰、元 家庭裁判所調査官）

≪実践編≫2005年2月　19：00～21：00

林 大介（CRCネット事務局次長）　内田 塔子（立正大学講師）

第5回 「児童労働－日本の子どもと世界の子ども（仮）」

≪講義編≫2005年3月　≪実践編≫2005年3月

〈終了分〉

第1回 「子どもの権利条約の基礎知識」

≪講義編≫ 6月15日（火）　≪実践編≫ 7月16日（金）

第2回 「対テロ戦争の中の子ども達」

≪講義編≫ 9月17日（金）　≪実践編≫ 10月15日（金）

※内容を変更する場合がありますので参加されるときはご確認ください。

会　場：子どもの権利条約ネットワーク事務所（みなとNPOハウス4階）●地下鉄日比谷・大江戸線「六本木」駅徒歩2分・旧三河台中学校

参加費(資料・会場費)：

一般　おとな1,000円/子ども(18歳未満)500円

会員　おとな　800円/学生・子ども無料

定　員：20名　※資料などの準備がありますので事前申込をお願いします

<主催・問合せ先>　子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL・FAX　03-3470-0744

E-mail：ncrc@abeam.ocn.ne.jp　●URL：http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権
みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）
小学校高学年～中学生向／全6巻
各48ページ／A4変型判／オールカラー
揃定価17,640円（揃本体16,800円）
各巻定価2,940円（本体2,800円）

1巻 "自分をたいせつに" からはじめよう　佐々木光明 編著
2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る　坪井節子編 著
3巻 意見をいって自分もまわりも変わる　喜多明人 編著
4巻 いろいろな人の人権を考える　石井小夜子 編著
5巻 立ちあがる世界の子どもたち　甲斐田万智子 編著
6巻 情報を得ること伝えること　野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社
〒160-8565
東京都新宿区大京町22-1
フリーダイヤルFAX
0120-536188
電話　03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.76
2004年10月20日発行

★発　行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX　03-3746-0744
(事務所受付時間／火・金12:00～17:00)
ホームページ
http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
Eメール　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
★発行人　喜 多 明 人
★編集人　内 田 塔 子
★年会費　5000円　学生3000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　㈱第一プリント